

いじめ防止基本方針

大口町立大口中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校防止対策委員会」を設置し、校長をはじめとする全教職員で構成し、必要に応じて心の教室相談員、スクールカウンセラー等を加えて開催する。

また、保健主事を中心として構成する「教育相談部会」、生徒指導主事を中心に構成する「生徒指導部会」を設置して開催する。

いずれも、生徒が抱える問題の把握やその対策について、情報の共有を図りながら進めていく。そして、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 年度末の「いじめ・不登校防止対策委員会」において、全教職員で「いじめ防止基本方針」の評価や見直しを毎年行う。
- 学校評価アンケートに取り組みの状況についての評価項目を設定する。その結果も踏まえて、学校におけるいじめ防止対策の検証と、改善策の検討に取り組む。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議において、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- 定期的に行う職員会議や学年部会等で生徒情報の共有を図る。
- いじめに関するアンケートや教育相談（ふれあいトーク）の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいはじめ防止対策に努める。なお、アンケート結果は生徒卒業後5年間保存する。

③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 随時、ホームページや生徒指導通信等の配布物を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ホームページにいじめ防止基本方針を掲載するとともに、各年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関などに伝達する。
- 生徒が悩みを相談しやすいように、相談窓口の明示に努め、相談しやすい雰囲気づくりに取り組む。
- 「大口の子は、チーム大口で育てる」を合言葉に、生徒・保護者にはPTA活動や地域のボランティア活動等への積極的な参加を勧める。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめが発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに詳細な事実の確認に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応に当たる。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的に指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1） いじめの未然防止の取組

- ① 生徒同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないように正しい利用の仕方を継続的に指導する。
- ⑤ Q - Uアンケートや学級力向上プロジェクトの結果を分析し、あたたかい人間関係を築くための参考とする。
- ⑥ 年間を通して計画された「S E L（社会的・情動的学習）タイム」を通して、生徒が自分の感情を認識し上手に調整したり、人の気持ちを理解し適切な対応をとったりできるように指導する。

（2） いじめの早期発見の取組

- ① いじめに関するアンケートや教育相談（ふれあいトーク）を学期毎（年3回）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 毎週開催する生徒指導部会や教育相談部会をはじめ、定期的に行われる職員会議や学年部会では、情報交換の場を設け、問題の把握や情報の共有に努める。
- ③ 教職員と生徒とのあたたかい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等の悩みを相談しやすい関係づくりに取り組む。
- ④ 担任や部活動顧問等の教職員だけに限らず、スクールカウンセラーや心の教室相談員、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 生活の記録や生活の様子から生徒の思いや悩みの把握に努める。その際、被害を訴える生徒からだけではなく、直接いじめ等に関わっていない周りの生徒からも教職員に情報が集まるような仕組みを整える。また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑥ いじめであるか否かの判断は、組織で判断する。疑いがある場合、直ちに生徒指導主事、学年主任に報告、相談する。

（3） いじめ事案の対処

- ① いじめを発見したり、通報を受けたりしたら、早急に校長に報告する。校長は、対応に当たる部会を召集し、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担について協議する。その際、いじめの情報共有を適切に行い、記録を残す。情報共有は事実のみ（誰が、いつ、どこで、何を、どのように等）を記載し、職員全員が閲覧できるようにする。さらに、新しい事実や経過等についてはその都度更新し、必要に応じて「いじめ・不登校防止対策委員会」「教育相談部会」「生徒指導部会」で確認する。また、大口町教育委員会への連絡も行う。

- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 休み時間や登下校中に見回りを行う等、被害が継続しない体制づくりに努める。
- ④ すぐに加害者が謝罪し、良好な関係を再び築くことができた場合でも、法が定義するいじめと認知する。
- ⑤ 加害生徒に対しては事実確認後、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導に当たる。また、加害生徒が問題を抱え、それが原因になっている場合、その問題についても解消できるよう支援を行う。
- ⑥ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、必要に応じて大口町福祉子ども課や児童相談センター、警察署等の関係機関との連携のもとで対応に当たる。
- ⑦ インターネット上のいじめへの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑧ 被害生徒及び加害生徒について、指導後の様子を継続して観察したり、本人、保護者と面談をしたりして、いじめが根本的に解消しているか確認する。

いじめ解消の定義については、

- (1) 3ヶ月間いじめが行われていないこと（インターネット上での加害行為も含む）
- (2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこととする。

- ⑨ 直接関係のない生徒に対して、「傍観することはいじめに加担することと同じである」ということを伝え、被害生徒の苦しみを理解するように指導する。

4 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」とする。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生徒指導委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家（スクールカウンセラー、心の教室相談員等）を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A (P L A N ⇒ D O ⇒ C H E C K ⇒ A C T I O N) サイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
 - (2) 「いじめ防止基本方針」は毎年年度末に見直しを図り、隨時、学校ホームページで閲覧できるよう掲載する。
 - (3) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導もを行い、休業中の問題把握に努める。
- ※ 大口町いじめ防止等に関する条例に基づき、適切に対応する。

【重大事態の対応フロー図】

